

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、戸田由紀子前監査委員が実施しました。

平成30年6月27日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	高橋	絹	子

平成 29 年 度

財政援助団体等監査報告書

四街道市文化センター管理運営共同事業体

四街道市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

四街道市文化センター管理運営共同事業体

第3 監査の範囲

平成28年度、29年度における公の施設の指定管理

第4 監査の実施日

平成30年2月20日

第5 監査の場所

四街道市文化センター

第6 監査の方法

公の施設の指定管理については協定等に基づき適正に管理、運営が行われているかを関係書類、帳簿等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

第7 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも市と連携を図り、地域文化振興の発展と利用率の向上へ取り組みを行い、効率的な管理運営に努められたい。

(検討事項)

四街道市の所有に属する物品については、市の備品台帳との整合性に留意し、適切に管理されたい。